

平成 31 年 2 月 19 日

## ひょうご消費者ネットと株式会社ベルカディアとの間の裁判上の和解について

適格消費者団体である特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「原告」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 7 号による報告があったので、同法第 39 条第 1 項に基づき、裁判上の和解の概要を公表する。

### 記

#### 1. 裁判上の和解の概要

##### (1) 事案の概要

本件は、原告が、登山、カヌー、ラフティング、サイクリング等を行う募集型企画旅行を催行する株式会社ベルカディア（以下「被告」という。）に対し、下記の事項等を求めた事案である（平成 28 年 9 月 1 日付けで神戸地方裁判所に対して訴訟を提起。なお、下記の内容は、いずれも訴えの変更後のものである。）。

- ① 被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、別紙目録 1、2、3 又は 4 記載の内容の条項を含む、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項を告げる行為は、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号<sup>(※)</sup>に規定する不実告知に該当するため、これを行ってはならない
  - ア 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと
  - イ 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと
  - ウ 当該特約のうち別紙目録 1、2、3 又は 4 記載の内容の条項が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと
- ② 被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、以下の各事項を告げる行為は、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号<sup>(※)</sup>に規定する不実告知に該当するため、これを行ってはならない
  - ア 当該特約を締結しなければ募集型企画旅行契約に基づく旅行サービスの提供を受けることができないこと
  - イ 当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないこと

ウ 当該特約が有効であって、当該特約の締結後において消費者がこれを遵守しなければならないこと

- ③ 別紙目録1、2又は3記載の内容の条項は消費者契約法第10条<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当するため、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約を締結するに際し、これらを含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない

(※) 消費者契約法

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 (略)

2～6 (略)

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の訴えが提起された日現在の規定

## (2) 結果

平成30年8月9日、原告と被告との間で、別添のとおり、

- ① 被告は、原告に対し、今後、被告の主催するイベントへの参加を申し込んだ消費者に対し、イベント参加に関して同意書への同意又は署名を求める場合において、(i) 別紙目録1ないし4記載の同意書文言の使用はしないこと、及び、(ii) 今後は、別紙「同意書」記載の同意書文言を使用することを確約する
- ② 原告は、被告に対し、本件訴訟の結果を、自らが開設し運営管理するホームページにおいて公表する場合には、別紙「ホームページでの公表に当たっての前書き」を使用することを確約する
- 等を内容とする裁判上の和解が成立した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット (法人番号 1140005004477)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ベルカディア（法人番号 1150001002161）

#### 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)

## 和 解 条 項

- 1 被告は、原告特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットに対し、今後、被告の主催するイベントへの参加を申し込んだ消費者に対し、イベント参加に関して同意書への同意又は署名を求める場合において、下記のことを確約する。
  - (1) 別紙目録1ないし4記載の同意書文言の使用はしないこと。
  - (2) 今後は、別紙「同意書」記載の同意書文言を使用すること。
- 2 原告特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、被告に対し、本件訴訟の結果を、自らが開設し運営管理するホームページにおいて公表する場合には、別紙「ホームページでの公表に当たっての前書き」を使用することを確約する。
- 3 原告らはその余の請求を放棄する。
- 4 原告らと被告とは、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

目 録

- 1 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、募集型企画旅行契約の場合には、私は、標準旅行業約款に基づき貴社の定める国内（または海外）募集型企画旅行条件書に規定される特別補償に関する請求権を放棄するものではありません。

- 2 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

- 3 私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

4 私は、M. O. C. のイベントは自然の中での活動であり、予測不能な危険を伴うこと、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないこと、またその意味で自己責任となることを十分理解かつ認識し、ここに同意します。

但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

以上

(別紙「同意書」)

私は、M. O. C. のイベントは自然の中の活動であり、予測不能な危険を伴うこと、私自身の生命・身体・財産を守るための危機管理は自己責任をもって行わなければならないことを十分理解かつ認識し、ここに同意します。ただし、私は、貴社が負う法的責任を免除するものではなく、私の法的権利を何ら放棄するものではありません。

以上



## 別紙

### 【ホームページでの公表にあたっての前書き】

株式会社ベルカディアに対する差止請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）において、同社は、当ネットに対し、別紙目録1ないし4記載の文言の使用を止め、今後は、本件訴訟における和解交渉の中で裁判所が提案した別紙記載の同意書文言を使用することを約束しました。

また、同社は、①消費者から同意書への署名の要否について問い合わせがあったときは同意書への署名は任意のものであることを告知すること、及び、②仮に消費者が同意書への署名を拒んでもそのことをもって同社が主催するイベントに参加させない等の一切の不利益な取扱いを行わないことを、明言しました。

そこで、当ネットは、同社との間で、別紙和解条項記載のとおり、和解することになりました。

以上